

意見書

平成 16 年 12 月 24 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちょう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ  
ソフトバンクBB 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス:



情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 16 年 11 月 26 日付け情通審第 111 号の 1 で公告された告示の改正案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータに係る規定の  
見直しに対する意見

1. 改正案のとおりIP電話のためのNTT東西のルータを非指定設備とする論拠として、他事業者においても調達・設置が容易であることが挙げられております。この理由であれば、実際の運用面まで含め設置の同等性を担保することが必要であり、NTT東西がそれを設置する場合と他事業者が設置する場合の手続きの同等性が必要です。

本件のルータに限らず、NTT東西が非指定設備を設置する場合には他事業者と同等の手続きが必要であることを明確にさせていただくことを要望いたします。

2. また、NTT東西の接続約款によれば、接続申込者が設置しようとする装置等が接続に必要な装置等でないことが明らかになったときは、申込みを承諾しないことがあるとしています。(接続約款第10条の3)

しかし、接続事業者が自社の設備を設置することができない一方で、NTT東西は自社の設備を自由に設置することができるようなことがあってはなりません。

従って、接続に必要な装置等かどうかの判断基準、および設置を承諾するかどうかの判断基準は、NTT東西が設置する場合と他事業者が設置する場合と同等であることを明確にさせていただくことを要望いたします。

3. 改正案によれば、NTT東西のルータは、接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されている場合は指定設備になります。具体的なケースとして、NTT東西がルータを設置した結果他事業者のコロケーションする場所がなくなってしまう場合が考えられます。

この場合、NTT東西はスペースの空き現状や将来計画について把握していることから、他業者に先んじて設備設置の手続きを行うことが可能であり、その結果他事業者の参入を阻止することが可能です。設備設置の手続きルールが、他事業者が設置する場合と同等であるだけでは競争条件の面から他事業者にとって極めて不利です。

従って、NTT東西がルータを設置することにより他事業者のコロケーションする場所がなくなることとなる場合あるいはその恐れがある場合には、NTT東西は希望する事業者がいるかどうかコロケーションを公募し、NTT東西が設置したい場合には自身も応募し他事業者と同等の手続きをとるべきです。公正な競争条件のためにこのルールが是非とも必要であり、ルール化を要望いたします。

以上